

補助金申請手続きの流れ（土砂災害対策改修補助金）

年度	手 続 き	内 容
事業前年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事前協議・申込み</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div>	<p>補助額、補助要件、申請手続きなどについて、事前協議を行った上で申込書を提出してください。</p> <p>①補助事業申込書 ②既存住宅・建築物の位置図</p> <p>世田谷区防災街づくり課までお問い合わせください。</p>
事業年度 (工事施工年度)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">補助金の交付申請</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div>	<p>下記の補助申請書類を提出してください。</p> <p>①補助金交付申請書 ②登記事項証明書など既存住宅・建築物の所有者がわかるもの ③納税証明書（区税の滞納がない旨の証明） ④既存住宅の付近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図 構造図などの図面、構造検討書及現況外観写真 ⑤既存住宅の建築時期のわかる書類 ⑥改修計画が建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していることを建築士が証した書類 ⑦確認済証（確認申請が必要な場合） ⑧土砂災害対策改修に要する費用の見積書 ⑨建築士の免許証</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">補助金の交付決定</div>	<p>区から補助金の交付が決定したことを通知します。 交付決定通知書が届いてから改修工事に関する契約を結んでください。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">土砂災害対策改修工事の実施</div>	<p>年度内に完了するように移転事業を実施してください。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">改修工事の完了報告</div>	<p>移転事業完了後、40日以内（かつ年度内）に完了事業実績報告書を提出してください。</p> <p>①補助事業等実績報告書 ②土砂災害対策改修工事施工報告書及び工事中の写真 ③土砂災害対策改修後の外観写真 ④検査済証（確認済証の交付を受けた場合） ⑤土砂災害対策改修工事の契約書 ⑥土砂災害対策改修工事費の請求書又は領収書 ※その他に必要な書類を提出していただく場合があります。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">移転事業の審査・</div>	<p>区で、改修工事が適正に実施されたかどうか審査し、適正な実施の確認ができれば、補助金額の確定通知をしますので、請求書を提出してください。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">補助金の交付</div>	<p>区から指定された口座へ補助金が振り込まれます。</p>

【お問い合わせ先】 世田谷区防災街づくり担当部防災街づくり課
 〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1
 TEL: 03-6432-7174 FAX: 03-6432-7987
 Email: SEA02067@mb.city.setagaya.tokyo.jp